

## 第22回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年5月30日(月)  
午後3時00分～午後6時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆  
2番 渡久地 真吾  
3番 高良 久

5番 大城 清一  
6番 仲田 英夫  
7番 我那覇 隆  
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第105号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第106号 農地転用事業計画変更申請について(5条)

議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第108号 非農地証明願いについて

議案第109号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第110号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に係る意見決定  
について

議案第111号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大濱 兼愛

## 7、会議の概要

- 議長 ただ今から第22回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は1番委員と8番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。
- 議長 会議についてお諮いします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、  
農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による  
農業委員会の可否の意見決定を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。  
番号1番 北里548 登記現況共に、畑 面積805㎡  
北里551 登記現況共に、畑 面積824㎡  
北里552 登記現況共に、畑 面積1,215㎡  
譲渡人:本部町在住K氏  
譲受人:名護市在住H氏  
贈与による所有権移転  
添付資料説明
- 番号2番 北里549 登記現況共に、畑 面積741㎡  
譲渡人:浦添市在住H氏  
譲受人:名護市在住H氏  
贈与による所有権移転  
添付資料説明
- 議長 以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。  
質問がある方はお願いします。
- 議長 質問がないようですので進めても宜しいでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 では、進めます。  
議案第104号について提案通り認めてよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第104号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第105号 農地法第4条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第105号 農地法第4条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による許可及び同法施行令第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。  
番号1番 嘉津宇16-1 登記簿現況共に、畑 面積1,245㎡(内555㎡)  
申請人:うるま市在住Y氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、借家住まいなので自家を建築したいため。  
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地  
添付資料説明

番号2番 浦崎74-1 登記簿現況共に、畑 面積112㎡  
申請人:本部町在住N氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、借家住まいなので自家を建築したいため。  
農地区分:上下水道が埋設された道路沿い、  
かつ500m以内に2つの公共施設がある第3種農地  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑の前に補足説明をお願いします。

8番委員 補足説明いたします。  
今日、現場パトロールをした際に実際に番号1番、番号2番の土地を見たのですが、番号2番の土地については事前着工等もなく、特に問題ないかと思いますが、番号1番の嘉津宇の土地については、残地になる予定の部分に作りかけの建物のようなものがありましたので、皆さんで判断して頂きたいです。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

8番委員 補足説明でも言いましたが、番号1番の土地には作りかけの小屋や管理小屋のようなものがあり、また、それらが例外的に認められる農業用施設で200㎡未満の規定を超えている恐れがあるという事を考えると、改善しないうちはこの議案は保留にした方がよいのではないのでしょうか。

議長 8番委員から、番号1番の土地について、現状の管理小屋等が200㎡を超えているという指摘がありました。これらを改善するまでは議案第105号の番号1番については、保留にした方がよいという意見ですが、この意見に対して異議がありましたらお願いします。

(異議なしの声あり)

議長 議案第105号について、他に何か質問はありませんか。

質問がないようですので、次に進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第105号は、番号1番については保留、

番号2番については提案通り認めるという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第105号は、番号1番は保留、番号2番については提案通り可決致します。

次に進みます。

議長 議案第106号 農地転用事業計画変更承認申請について(農地法第5条)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第106号 農地転用事業変更承認申請について(農地法第5条)  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 渡久地654-4 登記、畑 現況、一般個人住宅 面積189㎡

渡久地657-7 登記、畑 現況、一般個人住宅 面積75㎡

譲渡人:本部町にある企業O

譲受人:本部町在住I氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在、借家住まいなので、自家を建築したいため。

変更理由:当初は賃貸住宅として転用の許可を受けていたが、  
会社が経営難のため、売却して運転資金にしたい。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

質問がないようですので進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第106号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議案第106号は提案通り可決致します。

次の議題に進みます。

議長 議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 瀬底1546 登記 畑、現況 畑 497㎡

譲渡人:本部町在住N氏

譲受人:本部町にある企業Y

転用目的:賃貸住宅

転用理由:賃貸住宅を建築したいため。

売買による所有権移転

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

番号2番 崎本部1773 登記現況共に、畑 面積143㎡

譲渡人:名護市在住M氏  
譲受人:愛知県在住F氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、アパート住まいで永住するため。  
売買による所有権移転  
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地  
添付資料説明

番号3番 渡久地657-4 登記、畑 現況、一般個人住宅 面積189㎡  
渡久地657-7 登記、畑 現況、一般個人住宅 面積75㎡

譲渡人:本部町にある企業O  
譲受人:本部町在住I氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在借家住まいなので、自家を建築したいため。  
売買による所有権移転  
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑の前に補足説明がありましたらお願いします。

1番委員 実際にパトロールに行って、申請地を見てきましたので、補足説明をします。  
議案第107号の申請地は番号1番から番号3番まで、全ての土地において、  
事前着工などもなく、面積を考えても特に問題はないかと思えます。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質問がありましたらお願いします。

7番委員 議案第107号の番号3番の土地についてですが、  
当初は賃貸住宅を計画していて、転用の許可を受けているとの事ですが、  
今、見てみるとこの土地の価格は坪あたり8,000円にまで上がっているようです。

ある程度整備したからこの金額になっているのだとは思いますが、  
本来、計画されていた賃貸住宅を立てずに売るとなると、  
元々の賃貸住宅の計画さえも疑わしく思えてきます。

この企業だけに限らず、今後も同じような事を繰り返される恐れはありませんか。

議長 番号3番の土地について、7番委員から、転用許可を受けた当初より  
金額が上がって売買される事で、今後、転売目的の企業が出てくるのではないか  
という意見がありましたが、この意見に対して何かありましたらお願いします。

8番委員 明らかに転売目的であるとは言い切れないと思いますので、  
今回のケースでは、現地確認、書類確認をする限りでは  
特に問題ないように思います。

ただ、今後、この企業から転用許可の申請を受けた時は、  
今回のケースがあったという事を頭に入れて判断する必要はあると思います。

議長 番号3番について、8番委員から、今回は特に問題なく、  
今後、この企業から転用許可の申請を受けた時は、今回の事例も踏まえながら  
判断する必要があるという意見がありました。

この意見に対して、何か意見があればお願いします。

特に無いようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第107号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第107号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第108号 非農地証明願いについて議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第108号 非農地証明願いについて  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に  
規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。

番号1番 願出人:浦添市在住S氏

申請農地:具志堅2058 登記現況共に、畑 面積671㎡

申請要旨:申請地は長い間放置され、雑草、雑木が繁茂しているため。

所有者:浦添市在住O氏

添付資料説明

番号2番 願出人:那覇市在住H氏

申請農地:辺名地238 登記現況共に、畑 面積604㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草、雑木が生い茂り、  
畑として利用することが困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号3番、願出人:東京都在住W氏

申請農地:瀬底4615 登記現況共に、畑 面積419㎡

瀬底4678 登記現況共に、畑 面積249㎡

申請要旨:進入路がなく、長い間耕作されていない。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号4番、願出人:宜野湾市在住O氏

申請農地:瀬底4466 登記現況共に、畑 面積949㎡

申請要旨:町外に住み、農地として利用したことがない。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号5番、願出人:沖縄市在住K氏

申請農地:辺名地834 登記現況共に、畑 面積673㎡

辺名地834-2 登記現況共に、畑 面積1,708㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草、雑木が生い茂り、  
畑として使用する事が困難である。

所有者:本部町在住N氏

添付資料説明

番号6番、願出人:本部町在住H氏

申請農地:具志堅1961 登記現況共に、畑 面積380㎡

具志堅2696 登記現況共に、畑 面積303㎡

申請要旨:長い間耕作していなかったため、雑草、雑木が生い茂っているため。

所有者:願出人に同じ

添付資料説明

番号7番、願出人:本部町在住T氏  
申請農地:山里64 登記現況共に、畑 面積500㎡  
申請要旨:長い間放置していたため雑草、雑木が生い茂り  
畑として使用する事が困難であるため。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に、補足説明がありましたら、お願いします。

2番委員 議案第108号 非農地証明願いについての補足説明を行います。

まず、番号1番、番号2番、番号3番、番号5番、番号7番の土地について、パトロールをして実際に見に行ったのですが、今言った番号のいずれの土地も、雑草が生い茂り、雑木があつて、畑として使用する事ができないような土地でした。

次に番号4番の瀬底の土地についてですが、この土地は写真を見てもらえるとわかる通り、草は少し生えていますが、少し手を加えたらすぐにでも畑として使用する事ができるような土地です。

最後に番号6番の土地ですが、具志堅1961の土地は大きい木があり、原野化していて、畑として使用するのは難しいかと思えます。ただ、具志堅2696の土地については、大きい木など無く、雑草が少し生えている程度なので畑として使用する事ができると思えます。

議案第108号の補足説明は以上です。

議長 議案第108号の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。何か質問がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 では、パトロールに行った2番委員の補足説明の通り、番号4番と番号6番の具志堅2696の土地については、すぐにでも畑として使えるとの事なので非農地としては認められず、それ以外の番号1番、番号2番、番号3番、番号5番、番号6番の具志堅1961、番号7番の土地は、畑として使用する事はできないという事ですので、提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)  
議長 では、議案第108号 非農地証明願いについては、番号4番、番号6番の具志堅2696の土地は否決、番号1番、番号2番、番号3番、番号5番、番号6番の具志堅1961、番号7番については可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第109号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第109号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 嘉津宇423 面積1,913㎡ 登記現況共に畑  
嘉津宇424 面積916㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:本部町在住U氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住U氏  
利用目的:畑、5年間の使用貸借  
添付資料説明。

番号2番 嘉津宇244 面積1,863㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:本部町在住U氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住U氏  
利用目的:畑、5年間の使用貸借  
添付資料説明。

番号3番 具志堅1631-1 面積1,187㎡ 登記現況共に畑  
具志堅1631-2 面積1,188㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:名護市在住H氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住U氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
添付資料説明。

番号4番 健堅1614-3 面積1,855㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:兵庫県在住H氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住G氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第109号は提案通り認めてよろしいですか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとの事なので、議案第109号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第110号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名がありましたので、説明致します。

議案第110号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)  
上記のことについて、農業委員会の可否の意見を求めます。

毎年、計画と評価を3月に行っていましたが、今年から様式が変わるという事で、様式の準備に時間がかかっており、活動計画がこの時期になりました。

(添付資料説明)

説明は以上です。

議長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので次に進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第110号は提案通り認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議案第110号について、可決と致します。

次に進みます。

議案第111号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について  
議案と致します。事務局より説明をお願いします。

議案第111号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。

今月の申請件数は1件です。

番号1番 崎本部2609-1 登記現況共に畑 面積4,619㎡

崎本部2715-1 登記現況共に畑 面積3,898㎡

農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住N氏

利用目的:畑、平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間の機構法賃貸借  
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

事務局の説明によると、土地を借りて牧草を植えるという事ですが、  
何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第111号 農地利用配分計画に係る意見決定について、  
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第111号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 18時00分

議事録署名員

1番 太田 守隆

8番 知念 一義

本部町農業委員会会長

会長 比嘉 由具